

保護者 様

## お 知 ら せ

東京都立葛飾野高等学校長  
鈴木 康 司

### <学校感染症と出席停止について>

下記の感染症は学校保健安全法で定められた学校感染症です。感染症にかかった場合は、出席停止扱いになりますので医師に診断して頂き、証明書を学校に提出してください。  
(出席停止期間は、証明書の提出により欠席とはなりません。)

### ●学校感染症の種類と出席停止期間の目安

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ（H5N1型）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

\* 第二種の出席停止期間については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた場合は、この限りではありません。

◎証明書は登校時にお持ちください

## 証 明 書

東京都立葛飾野高等学校

年 組 氏名

病名（ ）

出席停止期間（ 月 日 ～ 月 日）

令和 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_ 印